

平成29年 6月 7日

大山町議会議長 杉谷 洋 一 様

議席番号 3番 大山町議会議員 門脇 輝明 印

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

(質問予定時間 60分)

質問事項と要旨	質問の相手
<p>「コンプライアンス」の確立、向上の取り組みについて</p> <p>NPOに関係する不祥事などにより、町政に対する不信感をもたれている町民の皆様への信頼を回復し、不祥事の再発を防止するためには、まず、決められたことをきちんと守るという「コンプライアンス」の確立、向上に取り組むことが大切だと考えます</p> <p>そこで、現状の確認と今後の取り組みについて質問します。 なお、答弁の内容によっては関連して追加の質問をします。</p> <p>(現状確認)</p> <p>(1)電磁的方法による文書処理の運用開始はいつからか。</p> <p>(2)文書管理規程第37条に基づく、電磁的方法による処理のための規定は、作成したか</p> <p>(3)基金管理簿は作成してあるか</p> <p>(4)債権による基金の運用について、基金運用決議書による決裁を受けているか。</p> <p>(5)債券の購入事務について、分掌上の権限と責任を明示されている職員が処理したか。</p> <p>(6)債権を売買するためには証券会社に決済口座を開設する必要があるが、文書により開設の決裁したか。</p> <p>(7)債権購入の申し込みについて、町長は文書により決裁したか。</p> <p>(8)証券会社が発行した債券の取引に関する報告書(平成27、28年度分)の調査を依頼したが、平成28年4月6日購入、4月7日売却の利付国債(20年)第156回に関するもの、6月20日購入、6月21日売却の利付国債(30年)第51回に関するもの、および、利息の支払いに関するものが無い。 理由を伺いたい。</p> <p>(9)平成27年9月25日から平成28年6月14日の間に購入した債券に係る、基金運用、契約、支出命令に関して必要とされる書類の調査を依頼したが、回答は基金、定期預金運用表のみであった。これだけで決裁ができるのか。</p> <p>(10)「大山町資金管理および運用に関する方針」において会計管理者が行うとしている職務は、地方自治法で定められた職務の範囲を超えているが、その根拠はなにか。</p>	<p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p>

(注)的確な答弁が得られるよう、質問の要旨は具体的に記載すること。

質問の相手は、町長、教育長、農業委員会長、選挙管理委員長、監査委員等とする。



質 問 事 項 と 要 旨	質問の相手
(11)決算書に添付する「財産に関する調書」の様式は地方自治法施行規則を確認したもののか。	町長
(12)決算監査において、銀行預金口座、証券会社の現金口座の残高と調書の金額を照合したか。	監査委員
(13)町長の事務引継書に添付されている現金出納表の基金にかかる現金額は間違いないか。	町長
(今後の対応)	
(1)事故報告書と始末書が提出されているが、今後どのように処理が行われるのか伺いたい。	町長
(2)「大山町資金管理および運用に関する方針」は、廃止すべきではないか。	町長
(3)鳥取県に習って、「職員コンプライアンス行動指針」を策定してはどうか。	町長
(4)監査体制充実のため、監査委員事務局に専任職員を配置してはどうか。	町長
(まとめ)	
最期にこれまでの質問を踏まえ、「コンプライアンス」について、町長のお考えを伺いたい。	町長

(注)的確な答弁が得られるよう、質問の要旨は具体的に記載すること。

質問の相手は、町長、教育長、農業委員会長、選挙管理委員長、監査委員等とする。